

亀岡シミズ病院 通所リハビリテーション

運 営 規 程 (通所リハビリテーション)

1. 目的、方針

要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2. 事業所の名称

- 1) 名称 医療法人 清仁会 亀岡シミズ病院
- 2) 所在地 京都府亀岡市篠町広田 1 丁目 3 2 - 1 5

3. 職員の種類、員数、職務内容

医療法人清仁会亀岡シミズ病院指定居宅サービス事業所（以下「サービス事業所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者： 島田 稔
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- 2) 医 師：1 名
医師は、通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。
- 3) 理学療法士：非常勤 1 名以上
理学療法士は、通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導及び助言を行う。
- 4) 介護職員：人員規定 3 名以上
介護職員は、通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、通所リハビリテーション計画にもとづく介護を行う。
※体調不良や急変時等に関しては、当病院の担当看護師が対応を行う。

4. 営業日

サービス事業所の営業日及び営業時間は、医療法人清仁会就業規則に準じて定めるものとする。

- 1) 営業日 : 通常月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12 月 30 日～1 月 3 日までを除く。
- 2) 営業時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分までとする。
- 3) サービス提供時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分とする。

5. 利用定員

30 名

6. 通常の営業実施地域

亀岡市市内

7. 利用料

- 1) サービスを提供した利用者については、法定代理受領の負担額に応じて料金を徴収する。

①通所リハビリテーション

- ・ 所要時間による区分
- ・ サービス提供体制強化加算 (I)
- ・ リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ

- ・ リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ
- ・ リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ
- ・ リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ
- ・ 短期集中リハビリテーション実施加算 (退院等から 3 月以内)
- ・ 入浴介助加算 (I)
- ・ 入浴介助加算 (II)
- ・ 介護職員処遇改善加算 (I)
- ・ 特定処遇改善加算
- ・ 生活行為向上リハビリテーション実施加算 (同意日から 6 か月以内)
- ・ 移行支援加算
- ・ 栄養改善加算
- ・ リハビリテーション提供体制加算 (所要時間別)
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算
- ・ 口腔機能向上加算
- ・ 栄養改善体制加算

②介護予防通所リハビリテーション

- ・ 基本単位 (要支援 1・2)
- ・ サービス提供体制加算 (I)
- ・ 運動器機能向上加算
- ・ 介護職員処遇改善加算 (I)
- ・ リハビリテーションマネジメント加算
- ・ 生活行為向上リハビリテーション加算 (同意日から 6 か月以内)
- ・ 栄養改善加算
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算
- ・ 口腔機能向上加算
- ・ 栄養改善体制加算

- 2) サービス等を提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービス内容及び費用について説明し、同意を得る。
- 3) その他、費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者等に説明し、同意を得たものに限り徴収する。
- 4) 利用者の法定代理受領外負担額 (実費負担額) は、下記の通り定め、サービス利用にあたり、利用者又は家族の同意を得たものに限り徴収する。
 - *おやつ代 (希望者)
 - *教養娯楽費
(レクリエーション材料費等)
 - *食費 (昼食時をまたぐ利用者)
 - *当日キャンセルの場合、キャンセル料を徴収する。(昼食費用料)

8. サービス利用にあたっての留意事項

- 1) サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 2) 利用者は、体調不良等の場合は必ず連絡する。
- 3) 貴重品等は持参しない。
- 4) 持ち物等には、必ず氏名を記入する。
- 5) おむつを使用されている方は、必ず予備を持参する。
- 6) 昼用の薬を持参する。

9. 非常災害対策

- 1) 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づいて実施する。
- 2) 防火責任者は、重田 みのり。

- 3) 非常災害に備えて風水害・地震等に対応するための計画（BCP:事業継続計画）を策定し、研修・訓練を実施する。また、必要に応じて策定を見直し、その都度更新する。（訓練回数は法令順守する）
- 4) 避難設備は、定期的に点検する。
- 5) 避難路は、掲示する。

1 0. 緊急時の対応方法

重要事項説明書（項目 5）に記載する内容に沿い、利用者及び家族が指定される方法に従い対応する。

1 1. 事故発生時の対応方法

重要事項説明書（項目 6）に記載する内容に沿い、事故発生時は速やかに市町村担当窓口、利用者家族に連絡し対応する。

1 2. その他運営に関する留意事項

- 1) サービス事業所は、社会的使命を十分に認識し職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2) 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。（退職職員も同様とする）
- 3) この規程に定めた事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清仁会が定めるものとする。

1 3. 適応期間

利用者は、前項に定める事項の他、契約書、重要事項説明書の改定が行われない限り（介護報酬改定、職員数変更を除く）、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

1 4. 虐待・ハラスメントの発生、又はその再発の防止

虐待・ハラスメントの防止のための責任者を設置し、対策を検討する委員会を定期的に開催する。また、その結果について、指針を整備し、従業者に対し、研修を定期的実施し、周知、徹底する。（研修回数は法令順守する）

1 5. 感染症の予防とまん延の防止

対策委員会の開催、BCP を策定し、従業者へ周知する。
定期的に指針の整備、研修・訓練（シミュレーション）の実施を行う。
（研修回数は法令順守する）

（付則） この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

平成 15 年 12 月 25 日改定
平成 16 年 1 月 29 日改定
平成 16 年 4 月 1 日改定
平成 17 年 2 月 21 日改定
平成 17 年 10 月 1 日改定
平成 18 年 1 月 1 日改定
平成 18 年 2 月 1 日改定
平成 18 年 4 月 1 日改定
平成 19 年 2 月 14 日改定
平成 20 年 4 月 1 日改定
平成 20 年 11 月 1 日改定

平成 21 年 4 月 1 日改定
平成 22 年 4 月 1 日改定
平成 22 年 11 月 1 日改定
平成 24 年 4 月 1 日改定
平成 25 年 4 月 1 日改
平成 26 年 2 月 1 日改定
平成 26 年 8 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 8 月 1 日改定
平成 27 年 11 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 10 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 8 月 1 日改定
平成 30 年 11 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定
2020 年 4 月 1 日改定
2022 年 10 月 1 日改定
2023 年 3 月 1 日改定
2024 年 4 月 1 日改定